

# 下野市立祇園小学校 P T A 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、下野市立祇園小学校 P T A と称する。

### (目的)

第2条 本会は、保護者と教師が互いに協力し、地域社会と連携を図り、児童の心身の健全な発達と幸福の増進に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事務所)

第3条 本会は、下野市立祇園小学校に事務所を置く。

## 第2章 会 員

### (会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校の教職員とする。会員である保護者を P 会員と称し、会員である教職員を T 会員と称する。

P 会員と T 会員は本会内においては等しく権利を有し、義務を負う。

## 第3章 会 計

第5条 本会の収入は会費、寄付金、事業収益によって構成する。

第6条 P 会員は一世帯あたり月額300円の会費を納め、T 会員は一人当たり月額300円の会費を納める。

第7条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第4章 総 会

第8条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

### (招集)

第9条 本会の定期総会は、会長が年度初めに招集する。臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の請求があったときに隨時これを招集する。総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状による出席も含むものとする。

### (議決権)

第10条 P 会員は一世帯当たり1個の議決権を有し、T 会員は一人1個の議決権を有する。

### (決議)

第11条 総会の決議は、出席した者の議決権の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

### (権限)

第12条 総会は以下のことを行う。

- (1) 活動報告の承認、活動計画の審議と承認
- (2) 決算報告ならびに会計監査報告の承認、予算の審議と承認
- (3) 会則の改正
- (4) P T A 運営委員、会計監査の選任
- (5) その他必要事項の審議

(議決権の代理行使)

第13条 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会前に代理権を証する書面（委任状）を提出しなければならない。

(議事録)

第14条 書記は、総会における議事の経過の要領及び結果を議事録に記載し、署名捺印のうえ保管する。

(書面による臨時総会)

第15条 会長または運営委員会が必要と認める場合は、書面による臨時総会を招集することができる。この場合議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

## 第5章 役 員

### 第1款 運営委員会

(権限)

第16条 運営委員会は、総会で定めた活動計画実現のため、活動を起案し執行する。

運営委員会は総会で定めた予算に従い、これを活動に充当する。

(運営委員)

第17条 執行部員、地区部長会の正副代表、各学年代表、企画部の正副部長、活動部の正副部長、広報部の正副部長ならびに校長、教頭、各部担当教職員は運営委員として運営委員会を構成する。

但し、周年行事がある年度については、周年行事実行委員長を含む。

(招集)

第18条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員の4分の1以上の請求があったときに会長が招集する。

(定足数)

第19条 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第20条 運営委員会における審議は運営委員出席者の過半数をもって決する。

(職務)

第21条 運営委員会は下記の職務を行う。

- (1) 執行部会および各部会ならびに会員から提出された事項の検討。
- (2) 総会への議案の提出。
- (3) 執行部員および会計監査に欠員が生じたときは、その職務代行者の選任。
- (4) 補正予算の審議。
- (5) 運営委員会は必要と認める場合には、特別委員会を設けることができる。
- (6) 次年度の役員の人選、推薦をする。

### 第2款 執行部会

(執行部員)

第22条 本会には次の執行部員をおく。

会長1名、副会長2～3名、会計3名（P会員2名、T会員1名）、書記3名（P会員2名、T会員1名）

第23条 執行部員は、他の運営委員または会計監査を兼ねることができない。

第24条 執行部員の候補者選出方法は別に細則で定める。

第25条 執行部員の任期は、次年度の定期総会終結のときまでとする。再任は1回、会長任期は最高2年までとする。

(職務)

第26条 執行部員は下記の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理を掌る。

(4) 書記は、総会、運営委員会、執行部会の議事を記録し、保管する。また会の通知連絡を担当する。

(T会員の権限)

第27条 校長、教頭ならびに関係教職員は、本会運営の全般にわたり会議に出席し、意見を述べることができる。

(執行部会)

第28条 執行部会は執行部員により構成する。

(執行部会の目的)

第29条 執行部会は次の職務を行う。

(1) 総会で決定された活動計画の積極的推進を図る。

(2) 各部会の活動を統括する。

(3) 次年度の活動計画案、予算案の企画、立案。

(4) 校外P.T.A活動など渉外活動。

第30条 会長は、必要と認めるときは執行部会を招集する。

第3款 会計監査

(員数)

第31条 本会には、2名の会計監査をおく。

第32条 会計監査は運営委員との兼任はできない。

(選任)

第33条 会計監査は総会において選任する。会計監査候補者の選出方法は、別に細則で定める。

(職務)

第34条 会計監査は、本会および給食の会計を監査する。会計監査は必要に応じ隨時監査を行うことができ、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第35条 会計監査の任期は次年度の定期総会の終結のときまでとする。

第4款 その他の部会

第36条 本会には次の部会をおく。

(1) 地区部会ならびに地区部長会

(2) 学級部会ならびに学年代表会

(3) 企画部会

(4) 活動部会

(5) 広報部会

(員数、選任方法、任期、職務)

第37条 本会のその他の部会の員数、選任方法、任期、職務は、別に細則で定める。

昭和63年 4月27日 制定

平成16年 2月 9日 一部改正

平成 2年 4月21日 一部改正

平成18年 5月 8日 一部改正

平成 6年 3月 1日 一部改正

平成22年10月25日 一部改正

平成 7年 3月 4日 一部改正

平成25年 5月10日 一部改正

平成11年 4月28日 一部改正

平成26年 5月13日 一部改正

平成15年11月28日 全面改正

平成28年 9月16日 一部改正

平成31年 4月16日 一部改正

# 下野市立祇園小学校 P T A 細則

## 第1章 P T A 役員の選出基準

- 第1条 特別の事情がない限り、P会員は児童一人に対して少なくとも一回役員に就任しなければならない。
- 第2条 運営委員候補者の選定は、立候補、推薦で行う。
- 第3条 役員候補者は立候補者を優先し、立候補者がない場合は、役員未経験者から選出する。

## 第2章 執行部員の候補者選出方法

- 第4条 執行部員候補者の選出は、P会員の中から立候補、運営委員会の推薦により決する。但し、必要に応じて会長候補者による、若干名の指名を認める。

## 第3章 会計監査の候補者選出方法

- 第5条 会計監査の候補者の選出は、P会員の中から会長が指名する方法による。

## 第4章 地区部会、地区部長会

(地区部会)

- 第6条 地区部会は自治会を単位地区とし、児童が所属する地区のP会員により構成する。  
(部長、副部長)

- 第7条 地区部会は、互選により部長1名、必要に応じて副部長若干名を選任する。

(任期)

- 第8条 地区部長、副部長の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。  
(職務)

- 第9条 地区部会は、次の活動をする。

- (1) 地域的な問題や交流のための懇談会の開催  
(2) 通学班の編制への協力  
(3) 登下校および校外生活における安全指導

(地区部長会)

- 第10条 地区部長会は、各地区部会より選出された地区部長により構成する。  
(代表、副代表)

- 第11条 地区部長会は、代表1名、副代表2名をおく。

(選出方法)

- 第12条 地区部長会は、互選により代表者候補を定める。  
(任期)

- 第13条 地区部長会代表、副代表の任期は次年度の定期総会終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

## 第5章 学級部会、学年代表会

(学級部会)

- 第14条 学級部会は、児童が所属する各学級のP会員により構成する。  
(部長、副部長)

- 第15条 学級部会は、互選により部長1名、副部長1名をおく。

(任期)

第16条 学級部長、副部長の任期は次年度の定期総会終結のときまでとする。

(職務)

第17条 学級部会は、学級正副部長を中心に、次の活動をする。

(1) 懇談会の準備、運営をする。

(2) その他必要に応じて各学級部会、および各学年ごとの活動ならびに図書ボランティアの運営をする。

(学年代表会)

第18条 各学級部長は、互選によりそれぞれの学年から代表を1名選任し、この学年代表は、学年代表会を構成する。

各学年代表は、必要に応じて各学年の副代表を1名選任できる。

(職務)

第19条 学年代表会は、次の職務を行う。

(1) 各学年のP.T.A活動に関する情報交換、連絡ならびに調整をする。

(2) 各学級部の行う活動に関する情報収集、意見の聴取。

## 第6章 企画部会

(員数)

第20条 企画部会は、各学年1名を選出する。ただし、第6学年に限り2名以下とし、その年度の人数は運営委員会で決定する。

(部長、副部長)

第21条 企画部会は、部長1名、副部長2名をおく。また、運営委員においては、各学年2名までとする。

(任期)

第22条 企画部員の任期は次年度の定期総会終結のときまでとする。

(職務)

第23条 企画部会は次の職務を行う。

(1) 研修、講習会、講演会などの企画、運営をする。

(2) 各年度に応じて必要な新規事業の企画を図る。

(3) 歓送迎会の企画、運営

## 第7章 活動部会

(員数)

第24条 活動部会は、立候補により3名を選出する。立候補者がいない場合は、当該年度の第2～4学年から選出する。

(部長、副部長)

第25条 活動部会は、部長1名、副部長2名をおく。

(任期)

第26条 活動部員の任期は次年度の定期総会終結のときまでとする。

(職務)

第27条 活動部は、次の職務を行う。

(1) 環境ボランティアの実施

(2) 体操着リサイクルの運営

(3) 低学年預かりの運営

## 第8章 広報部会

(員数)

第28条 広報部会は、各学年2名を選出する。ただし、第6学年に限り2名以下とし、その年度の人数は運営委員会で決定する。

(部長、副部長)

第29条 広報部会は、部長1名、副部長2名をおく。

(任期)

第30条 広報部員の任期は次年度の定期総会終結のときまでとする。

(職務)

第31条 広報部会は、広報紙「ぎおん」を定期的に発行する。

## 第9章 役員免除規定

第32条 P会員の役員経験者及び役員免除の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 数人の子どもがいるP会員がそのうち1名につき過去に執行部員を経験した場合は、次年度以降、他の子どもについて、すべての役員を免除される。

(2) 数人の子どもがいるP会員がそのうち1名につき過去に地区部長会代表、学年代表ならびに、企画部・活動部・広報部のいずれかの部長または、周年行事実行委員長を経験した場合は、次年度以降、他の子どもについて運営委員を免除される。

(3) 上記(1)および(2)の運営委員経験者は、すべての子どもにおいて2巡目の役員選出には該当しない。

(4) 数人の子どもがいるP会員がそのうち1名につき過去に地区部長会副代表ならびに、企画部・活動部・広報部のいずれかの副部長を経験した場合は、次年度以降、他の子どもについて運営委員を免除される。

(5) 役員未経験者のいない学級または学年で役員選出となった場合は、執行部、地区部長会代表、学年代表ならびに企画部・活動部・広報部のいずれかの部長未経験者は、2巡目の役員選出候補者となる。  
しかしこの場合、2巡目の候補者は運営委員となることは免除される。但し、全員が2巡目の候補者の場合はその限りではない。

また、数人の子どもがいるP会員がそのうち1名につき過去に2巡目の役員を経験した場合は、次年度以降、他のすべての子どもについて、2巡目の役員を免除される。但し、全員が2巡目の経験者の場合はその限りではない。

(6) P会員が新規に転入した場合、転入日から3ヶ月後の月末以前に募集を開始した役職については選出を免除される。

(7) 上記(1)～(6)の規定は、本人の意志による就任、または役員への立候補を妨げない。

(付則)

第33条 この役員免除規定は、平成23年度より施行する。

昭和63年	4月27日	制定	平成16年	2月 9日	一部改正
平成元年	4月19日	一部改正	平成16年	5月 6日	一部改正
平成2年	4月21日	一部改正	平成18年	5月 8日	一部改正
平成4年	4月18日	一部改正	平成20年11月17日		一部改正
平成7年	3月 4日	全面改正	平成21年10月 2日		一部改正
平成9年	5月 2日	一部改正	平成22年10月25日		一部改正
平成11年	4月28日	一部改正	平成23年11月15日		一部改正
平成12年	5月 2日	一部改正	平成25年 5月10日		一部改正
平成15年	5月 2日	一部改正	平成27年 9月29日		一部改正
平成15年11月28日		全面改正	平成31年 4月16日		一部改正

# 下野市立祇園小学校 P T A 慶弔規定

## 1. 慶事

- (1) 会員・児童が社会的に顕著な功績により表彰をうけたときは、執行部会で協議し記念品を贈る。
- (2) T会員の結婚の際には、執行部が協議の上、お祝いを贈る。

## 2. 見舞

会員が火災その他重大な災害を受けた場合は、正副会長または執行部会の協議の上対処する。

## 3.弔事

- (1) 会員死亡の場合は、香料10,000円と生花を贈り正副会長が会葬する。
- (2) 児童死亡の場合は、香料10,000円と生花を贈り正副会長および該当学級正副部長が会葬する。
- (3) T会員の家族（配偶者・子）死亡の場合は、香料10,000円と生花を贈り会長が会葬する。
- (4) T会員の家族（親）死亡の場合は、香料5,000円を贈り会長が会葬する。
- (5) 返礼は受けない。

## 4. その他

- (1) T会員の転退任に際しては、1年以上勤務した場合について勤務年数に関わらず一律3,000円の餞別を贈る。
- (2) その他、上記規定において処理しがたい場合は、執行部会で協議の上対処し、総会において報告する。

平成 2年 4月 1日 制定  
平成 6年 3月 1日 一部改正  
平成 7年 3月 4日 一部改正  
平成 7年 5月 6日 全面改正  
平成 8年 5月 1日 一部改正  
平成 15年 11月 28日 一部改正  
平成 18年 5月 8日 一部改正  
平成 20年 5月 7日 一部改正  
平成 25年 5月 10日 一部改正